

7

7章 歴史的風致維持向上施設の整備及び 管理に関する事項

1. 歴史的風致維持向上施設の整備又は管理等
についての方針
2. 事業

7章 歴史的風致維持向上施設の整備及び管理に関する事項

1. 歴史的風致維持向上施設の整備又は管理等についての方針

横浜市の歴史的風致維持向上施設*の整備及び管理に関する事業については、4章で設定した歴史的風致の維持及び向上に関する方針に基づいて「歴史資産の調査と情報共有に関する事業」、「歴史文化とのタッチポイントづくりに関する事業」、「新たな『歴史資産』の保全活用の検討に関する事業」、「歴史資産の保全・継承に関する事業」、「歴史資産の活用を通じたまちづくりの促進に関する事業」の5つに分類した。横浜の個性や魅力を形成する歴史的価値等を十分に把握したうえで、市民や来街者が本市の歴史的風致をより身近に感じることができるよう整備を行うことで歴史的風致の維持及び向上を図る。また、整備の推進にあたっては、必要に応じて専門家の指導・助言を受け、関係機関、地域住民、関係団体等と協議・連携しながら実施していくものとする。

管理については、施設管理者や関係部局、関係機関等と十分に協議・調整を行いながら、適切に実施する。また、地域住民や関連団体等との協働による維持管理にも取り組み、必要に応じて所有者等への指導・助言を行う。

なお、事業の実施にあたっては、国や県の補助金制度を有効に活用するよう検討していく。

※歴史的風致維持向上施設とは、道路、駐車場、公園、水路、下水道、緑地、広場、河川、運河及び海岸並びに防水、防砂の施設といった公共施設（法第2条第1項、政令第1条）のほか、看板等の案内施設や、交流施設、体験学習施設、集会施設、倉庫などの公用施設、また旧宅などの歴史的な建造物を復原した公的施設などを含むものであり、道路、河川その他の土木施設等地域の歴史的風致を形成するものや、地域の伝統を反映した人々の活動が行われる場となるものなど、歴史的風致の維持及び向上に寄与するもの

（地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律 運用指針 抜粋）

2.事業

① 歴史資産の調査と情報共有に関する事業

- 1-1 歴史的建造物の全数調査事業
- 1-2 山手に関する資料調査・普及啓発事業
- 1-3 横浜開港と都市発展の歴史に関する展示・普及啓発事業
- 1-4 みなとの歴史に関する展示・普及啓発事業
- 1-5 本牧周辺の歴史に関する普及啓発事業

② 歴史文化とのタッチポイントづくりに関する事業

- 2-1 港の見える丘公園拡張整備事業
- 2-2 山手西洋館公開活用事業
- 2-3 景観形成推進事業（山手地区）
- 2-4 創造都市施策での歴史的建造物活用事業
- 2-5 日本大通りの賑わい創出事業
- 2-6 景観形成推進事業（関内地区）
- 2-7 赤レンガ倉庫を拠点とした賑わい創出事業
- 2-8 景観形成推進事業（みなとみらい21中央地区・新港地区）
- 2-9 歴史的建造物に関するサイン等整備事業
- 2-10 ガーデンネックレス横浜事業
- 2-11 歴史を生かしたまちづくりに関する普及啓発
- 2-12 開港5都市景観まちづくり会議事業

③ 新たな『歴史資産』の保全活用の検討に関する事業

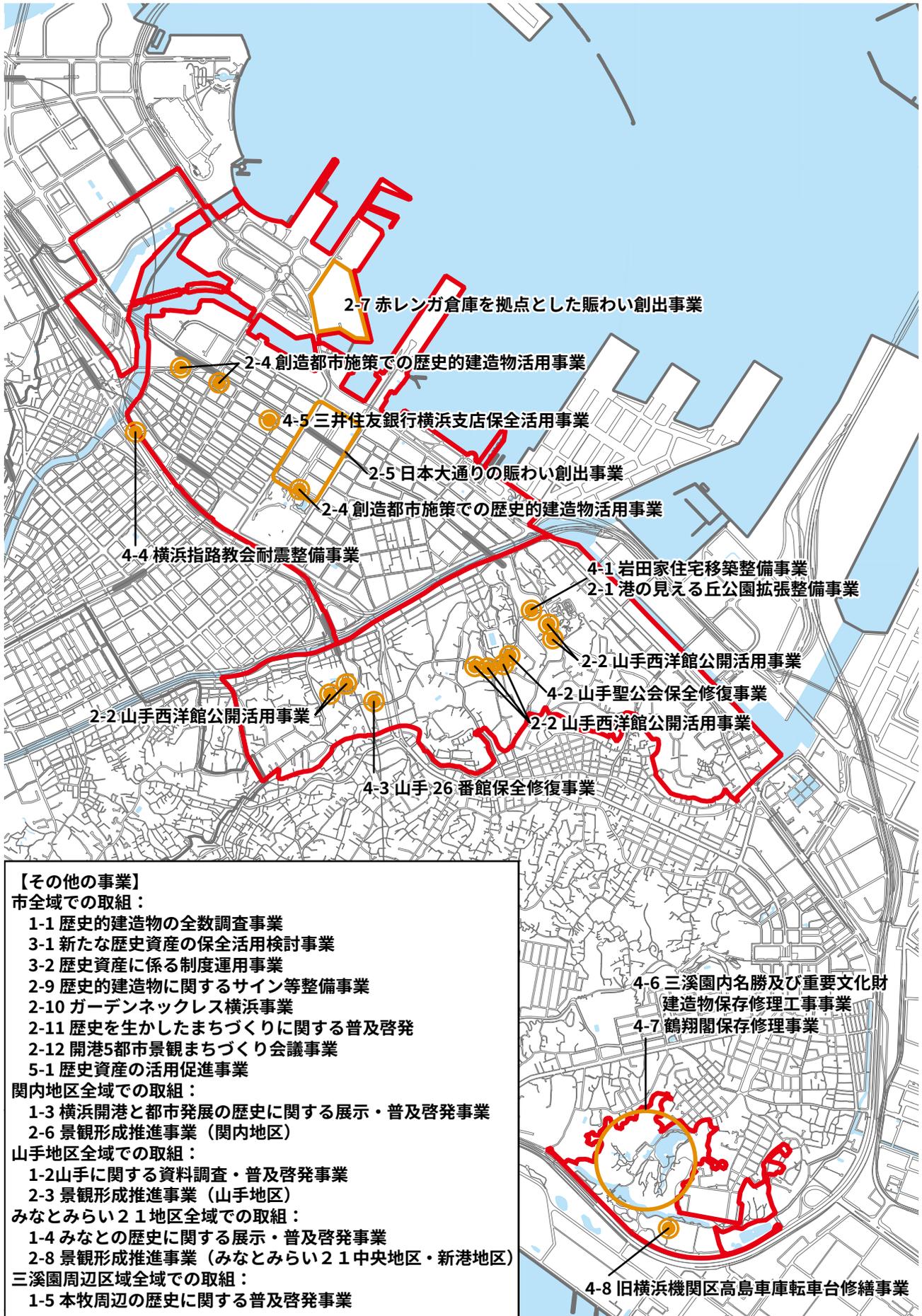
- 3-1 新たな歴史資産の保全活用検討事業
- 3-2 歴史資産に係る制度運用事業

④ 歴史資産の保全・継承に関する事業

- 4-1 岩田家住宅移築整備事業
- 4-2 山手聖公会保全修復事業
- 4-3 山手26番館保全修復事業
- 4-4 横浜指路教会耐震整備事業
- 4-5 三井住友銀行横浜支店保全活用事業
- 4-6 三溪園内名勝及び重要文化財建造物保存修理工事事業
- 4-7 鶴翔閣保存修理事業
- 4-8 旧横浜機関区高島車庫転車台修繕事業

⑤ 歴史資産の活用を通じたまちづくりの促進に関する事業

- 5-1 歴史資産の活用促進事業



- 【その他の事業】**
- 市全域での取組：**
- 1-1 歴史的建造物の全数調査事業
 - 3-1 新たな歴史資産の保全活用検討事業
 - 3-2 歴史資産に係る制度運用事業
 - 2-9 歴史的建造物に関するサイン等整備事業
 - 2-10 ガーデンネックレス横浜事業
 - 2-11 歴史を生かしたまちづくりに関する普及啓発
 - 2-12 開港5都市景観まちづくり会議事業
 - 5-1 歴史資産の活用促進事業
- 関内地区全域での取組：**
- 1-3 横浜開港と都市発展の歴史に関する展示・普及啓発事業
 - 2-6 景観形成推進事業（関内地区）
- 山手地区全域での取組：**
- 1-2 山手に関する資料調査・普及啓発事業
 - 2-3 景観形成推進事業（山手地区）
- みなとみらい21地区全域での取組：**
- 1-4 みなとの歴史に関する展示・普及啓発事業
 - 2-8 景観形成推進事業（みなとみらい21中央地区・新港地区）
- 三溪園周辺区域全域での取組：**
- 1-5 本牧周辺の歴史に関する普及啓発事業

各事業の位置図

事業番号 1 - 1

事業名	歴史的建造物の全数調査事業
事業主体	横浜市
事業期間	令和7年度～
支援事業名	—
事業位置	市全域
事業概要	歴史的建造物台帳に掲載されている建造物の残存状況等について、定期的に全数調査を実施し、台帳の更新を行う。また、状況に応じて掲載する建造物の追加を行う。
事業が歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由	市内各所に存在する歴史資産について分布や時点での状況を調査・更新することで、必要な情報を把握したうえで歴史を生かしたまちづくりの効果的に推進することに繋げ、市全体の歴史的風致の維持及び向上に寄与する。

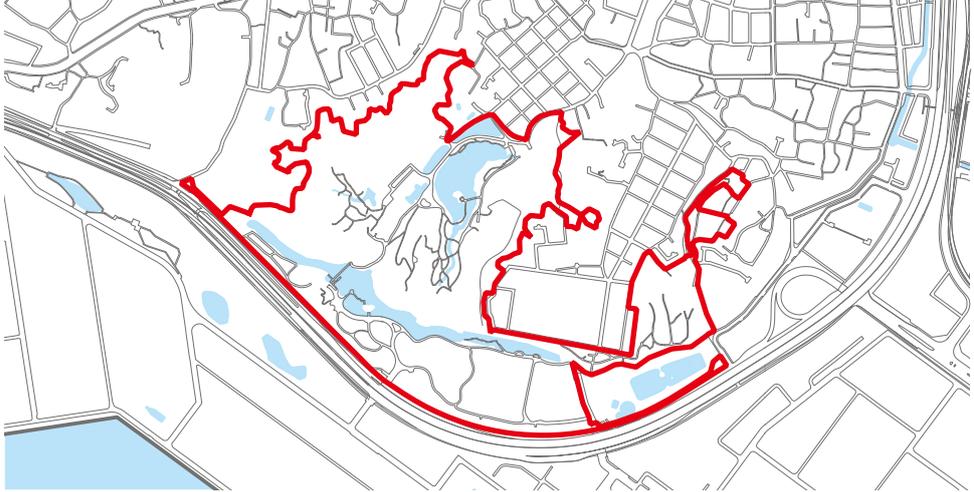
事業番号 1-3

事業名	横浜開港と都市発展の歴史に関する展示・普及啓発事業
事業主体	横浜市、公益財団法人横浜市ふるさと歴史財団
事業期間	令和7年度～
支援事業名	—
事業位置	関内区域全域 
事業概要	<p>開港百年を記念して編纂された横浜市史の資料を基礎に開館し、開港期から関東大震災に至る時期を中心とした資料の収集保管・整理・調査研究・展示等を行う「横浜開港資料館」と、現在の横浜市の骨格が形成された昭和戦前期を中心に都市横浜のあゆみを展示する「横浜都市発展記念館」を中心として、横浜開港と都市発展の経緯に関する普及啓発を行う。</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div data-bbox="432 1229 876 1563">  <p>▲横浜開港資料館</p> </div> <div data-bbox="911 1229 1401 1563">  <p>▲収蔵資料である「大港横浜之図（慶応4年（1868）頃）」</p> </div> </div>
事業が歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由	<p>現在の関内区域は、主に万延元年（1860）に外国人居留地指定された横浜居留地と日本人街が基盤となっている。多数の商社の進出や鉄道・水道などインフラ施設の建設、二度の復興といった近代都市の形成過程は、現在の横浜のまちを紐解く重要な歴史である。これを展示等を行うことで、関内の歴史の普及啓発に寄与し、横浜開港以来の港との営みにみる歴史的風致の維持及び向上に寄与する。</p>

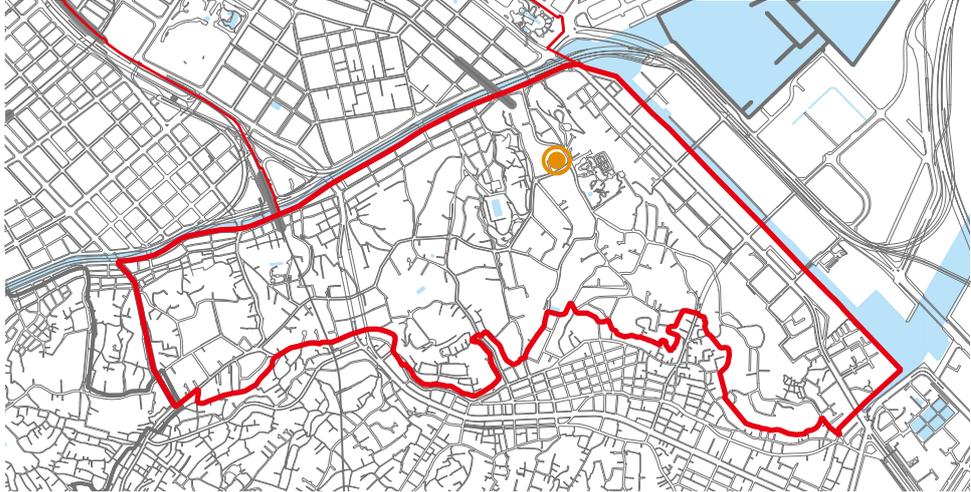
事業番号 1 - 4

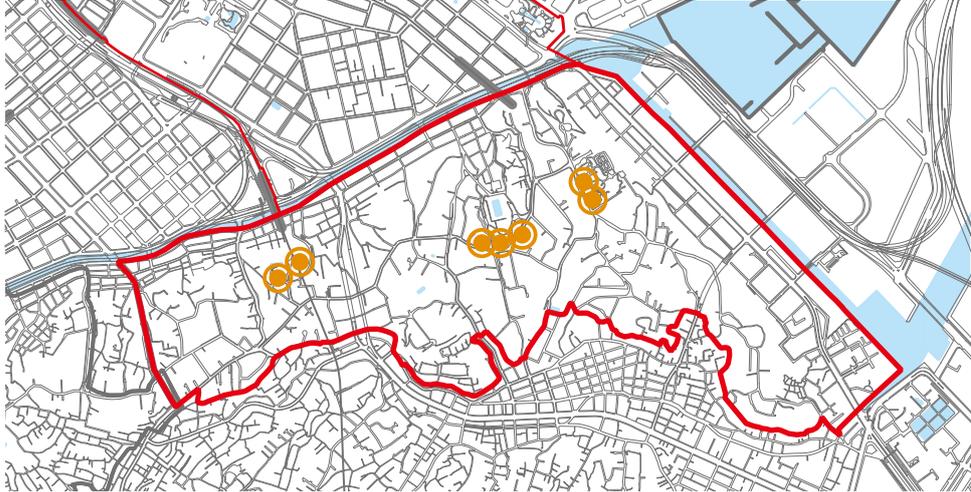
事業名	みなとの歴史に関する展示・普及啓発事業
事業主体	横浜市、公益財団法人帆船日本丸記念財団
事業期間	令和7年度～
支援事業名	—
事業位置	みなとみらい21区域全域 
事業概要	<p>「歴史と暮らしのなかの横浜港」をメインテーマに、横浜港に関する調査・研究、資料・図書の収集・保存、展示・公開、教育活動を行う「横浜みなと博物館」と、国指定の重要文化財「日本丸」を中心として、みなとの歴史等に関する展示・普及啓発を行う。</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div style="text-align: center;">  <p>▲横浜みなと博物館</p> </div> <div style="text-align: center;">  <p>▲日本丸</p> </div> </div>
事業が歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由	<p>横浜港は、明治22年（1889）に国内初の近代港湾として着工し、震災を挟んで昭和7年（1932）まで長きに亘り改修が続けられ、その過程で大さん橋やドックの建設、鉄道の敷設等が行われた。この築港の過程や背景、営まれた貿易産業の歴史を紐解き普及啓発を行うことで、市民・来街者が歴史文化に触れる機会を創出し、横浜開港以来の港との営みにみる歴史的風致の維持及び向上に寄与する。</p>

事業番号 1-5

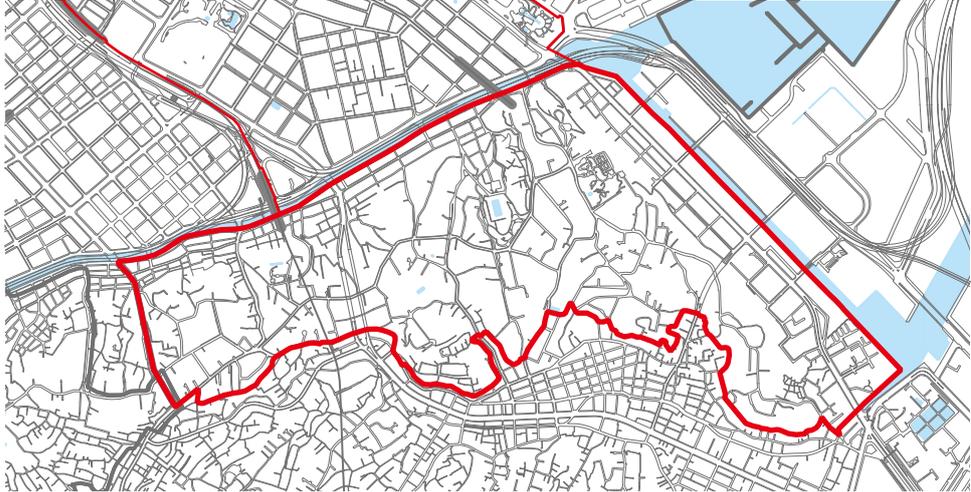
事業名	本牧周辺の歴史に関する普及啓発事業
事業主体	横浜市
事業期間	令和7年度～
支援事業名	-
事業位置	<p>三溪園周辺区域全域</p> 
事業概要	<p>国指定名勝「三溪園」におけるガイドツアーの実施や、本牧市民公園・臨海公園に存する小野光景別邸跡や上海横浜友好園、横浜市八聖殿郷土資料館といった施設の管理運営を通じて、本牧や横浜の歴史の普及啓発を行う。</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div data-bbox="422 1193 912 1556">  <p>▲三溪園ガイドツアー</p> </div> <div data-bbox="938 1193 1412 1556">  <p>▲八聖殿郷土資料館</p> </div> </div>
事業が歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由	<p>本牧周辺はかつて風光明媚な景勝地であり、三溪園や小野光景の別邸など、海の景色を生かした数々の別荘が建築された。横浜沿岸は昭和30年代～50年代にかけて埋め立てられたが、それまでは漁業や潮干狩り、海水浴などが行われる海が広がっていた。こうした歴史は横浜のまちの形成過程を紐解くうえで重要であり、普及啓発を行うことで、横浜開港以来の港との営みにみる歴史的風致の維持及び向上に寄与する。</p>

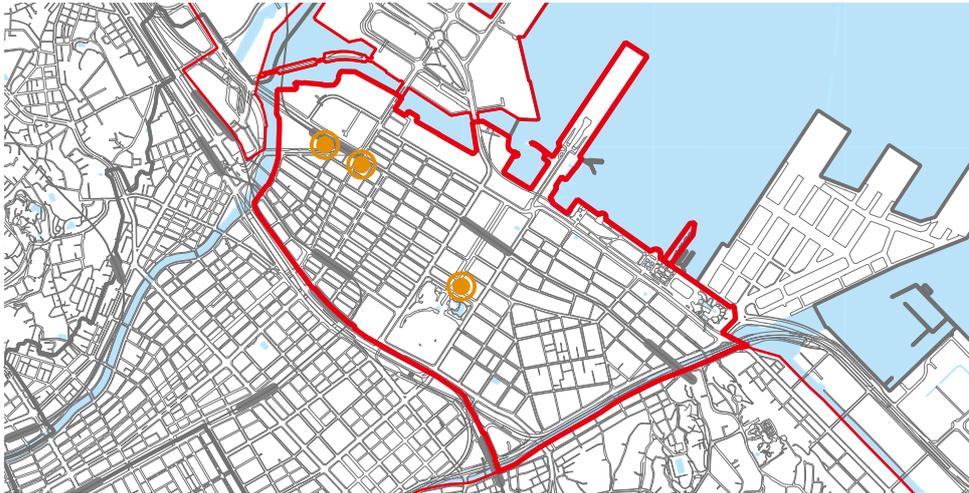
事業番号 2 - 1

<p>事業名</p>	<p>港の見える丘公園拡張整備事業</p>
<p>事業主体</p>	<p>横浜市</p>
<p>事業期間</p>	<p>令和 7 年度～ 11 年度</p>
<p>支援事業名</p>	<p>都市公園事業（社会資本整備総合交付金）（国土交通省）</p>
<p>事業位置</p>	<p>山手区域</p> 
<p>事業概要</p>	<p>横浜山手の旧横浜税関山手宿舎跡地について、港の見える丘公園拡張部として整備を行う。なお、当該地には横浜市指定有形文化財の岩田家住宅（歴史的風致形成建造物指定候補）を復原整備する。</p>  <p>◀整備イメージ(案)</p>
<p>事業が歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由</p>	<p>本敷地は重点区域である山手区域の玄関口となる場所に位置する。整備を行うことで市民・来街者が地域へ訪れる機会を誘因し、地域の歴史文化に触れる機会を創出することで、外国人居留地の形成と多彩な異国文化にみる歴史的風致の維持及び向上に寄与する。</p>

事業名	山手西洋館公開活用事業
事業主体	横浜市、公益財団法人横浜市緑の協会
事業期間	令和7年度～
支援事業名	市単独事業
事業位置	<p>山手区域</p> 
事業概要	<p>山手地区の公園内に存する7つの西洋館「外交官の家」「ブラフ18番館」「ベーリック・ホール」「エリスマン邸」「山手234番館」「横浜市イギリス館」「山手111番館」を公開、イベント等で活用する。</p>  <p>▲花と器のハーモニー</p>
事業が歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由	<p>「横浜山手西洋館」は、山手地区の公園内に存する7つの西洋館を指す。これらは山手居留地の暮らしの在り方を物語る貴重な歴史資産であり、公開することで市民・来街者が歴史に触れる機会を創出する。また、相互に連携したイベント等を行うことで、地区の魅力増進に寄与し、外国人居留地の形成と多彩な異国文化にみる歴史的風致の維持及び向上に寄与する。</p>

事業番号 2-3

<p>事業名</p>	<p>景観形成推進事業（山手地区）</p>
<p>事業主体</p>	<p>横浜市</p>
<p>事業期間</p>	<p>令和 7 年度～</p>
<p>支援事業名</p>	<p>市単独事業</p>
<p>事業位置</p>	<p>山手区域全域</p> 
<p>事業概要</p>	<p>山手地区の景観計画の5つの方針に基づき良好な景観を形成するとともに、景観条例に基づく協議により更に魅力ある都市景観へ誘導する。</p> <ul style="list-style-type: none"> I 山手の丘から港や市街地への良好な眺望を保全し、ミナト横浜を感じる眺望景観の形成を図る。 II 樹木やまとまりのある緑の保全により、緑豊かな地区の環境を維持する。 III 居留地時代から継承された歴史的な建造物や土木遺構などによる歴史や異国情緒を感じる景観を保全し、活用する。 IV 緑豊かでゆとりと落ち着きのある街並みを形成する。 V 地区ごとの魅力ある通りを軸線とした、歩いて楽しめる歩行者空間を形成する。  <p>◀山手地区の景観</p>
<p>事業が歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由</p>	<p>景観協議を行い、景観形成を推進することで、山手地区の緑豊かで異国情緒を感じられる環境の保全・形成に繋がり、外国人居留地の形成と多彩な異国文化にみる歴史的風致の維持及び向上に寄与する。</p>

事業名	創造都市施策での歴史的建造物活用事業
事業主体	横浜市
事業期間	令和7年度～
支援事業名	—
事業位置	関内区域 
事業概要	<p>「創造都市施策」の一環として、歴史的建造物を活用し、市民・来街者が歴史や芸術文化活動に触れる場を創出する。</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div data-bbox="411 1191 914 1525">  <p>▲旧第一銀行横浜支店での川俣正展 (令和2年度)</p> </div> <div data-bbox="930 1191 1425 1525">  <p>▲東京藝術大学大学院映像研究科として活用される旧富士銀行横浜支店</p> </div> </div>
事業が歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由	<p>関内地区の近代建築は、銀行建築や事務所建築など、横浜都心部の都市発展を物語る存在である。創造都市施策は、これらの滅失とオフィス空室率の増加といった課題を受けて、文化・経済の両面で活力が失われつつある状況を脱し、都市の新しい価値や魅力を生み出すことを目指して始まった。この中で、歴史的建造物と芸術文化に触れる機会を創出するとともに、創造界隈を形成することでまち全体の個性・魅力を向上することに寄与し、横浜開港以来の港との営みにみる歴史的風致の維持及び向上に寄与する。</p>

事業番号 2-5

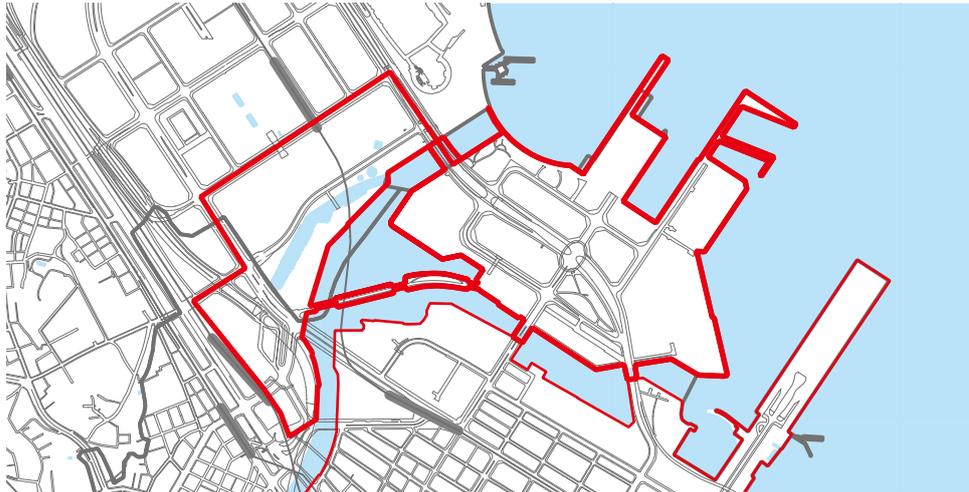
事業名	日本大通りの賑わい創出事業
事業主体	横浜市、一般社団法人日本大通りエリアマネジメント協議会
事業期間	令和 7 年度～
支援事業名	都市公園事業（社会資本整備総合交付金）（国土交通省）
事業位置	<p>関内区域</p> 
事業概要	<p>日本初の西洋式街路であり、歴史的建造物が立ち並ぶ日本大通り（国登録記念物 名勝地関係）において、公共空間及び、歴史と風格ある景観の持つ魅力を高め又は創出するため、周辺地域の関係者と連携しオープンカフェほか魅力形成に資する取組を実施する。</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div data-bbox="427 1193 874 1527">  <p>▲日本大通りのオープンカフェ</p> </div> <div data-bbox="903 1193 1409 1527">  <p>▲日本大通りウェ이터ズレース (2011-2019)</p> </div> </div>
事業が歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由	<p>日本大通りは、慶応 2 年（1866）の大火を契機に復興を目指して結ばれた「第 3 回地所規則」で計画され、外国人居留地と日本人街の延焼遮断帯として明治 12 年（1879）頃までに完成した。かつては官庁街であり現在でも多数の歴史的建造物が残存するが、平成 14 年（2002）に歩道拡幅整備が行われ、以降オープンカフェ等が行われている。これを活用し魅力形成に資する取組を行うことで、都市の活力向上に資するとともに歴史文化に触れる機会を創出し、横浜開港以来の港との営みにみる歴史的風致の維持及び向上に寄与する。</p>

事業名	景観形成推進事業（関内地区）
事業主体	横浜市
事業期間	令和7年度～
支援事業名	市単独事業
事業位置	関内区域全域 
事業概要	<p>関内地区の景観計画の4つの方針に基づき良好な景観を形成するとともに、景観条例に基づく協議により更に魅力ある都市景観へ誘導する。</p> <ul style="list-style-type: none"> I わかりやすく、奥行きと賑わいのある界隈を巡り歩いて楽しめる街を創る。 II 関内地区の街並みの特徴を生かし、ミナト横浜を感じる眺望が楽しめる街を創る。 III 開港の歴史や文化の蓄積を生かしながら新しい文化を生み出す街を創る。 IV 多様な都市機能がコンパクトに複合する、活力ある街を創る。  <p>◀日本大通りの景観</p>
事業が歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由	<p>景観協議を行い、景観形成を推進することで、関内地区の魅力ある都市景観の形成に繋がり、横浜開港以来の港との営みにみる歴史的風致の維持及び向上に寄与する。</p>

事業番号 2-7

事業名	赤レンガ倉庫を拠点とした賑わい創出事業
事業主体	横浜市、株式会社横浜赤レンガ
事業期間	令和7年度～
支援事業名	—
事業位置	みなとみらい21区域 
事業概要	<p>みなとみらい21新港地区に存する横浜市認定歴史的建造物「赤レンガ倉庫」（歴史的風致形成建造物）及びその周辺施設を中心に、地域の魅力向上や賑わい創出に資するイベント等の取組を実施する。</p>  <p>▲赤レンガ倉庫及び二棟間広場でのイベント</p>
事業が歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由	<p>赤レンガ倉庫は、横浜港で営まれた貿易産業を象徴する歴史的建造物であり、平成24年（2002）にリニューアルし、文化・商業施設として活用され、周辺が赤レンガパークとして整備されている。これを活用することで、賑わい形成に寄与するとともに市民・来街者が歴史文化に触れる機会を創出し、横浜開港以来の港との営みにみる歴史的風致の維持及び向上に寄与する。</p>

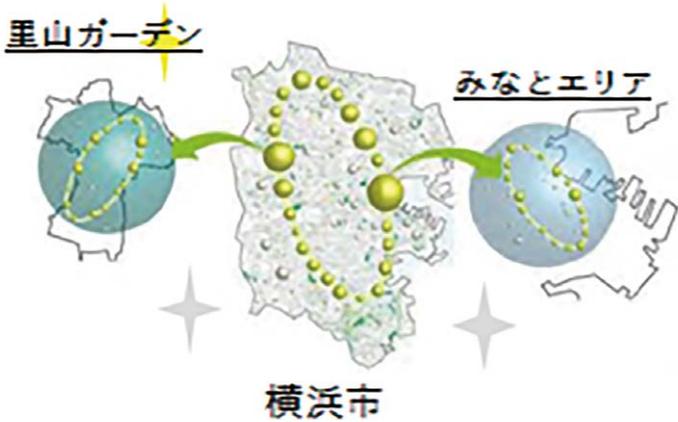
事業番号 2-8

事業名	景観形成推進事業（みなとみらい21中央地区・新港地区）
事業主体	横浜市
事業期間	令和7年度～
支援事業名	—
事業位置	みなとみらい21区域全域 
事業概要	<p>景観計画に基づき、みなとみらい21新港地区では中層で広がりのある景観づくり、隣接するみなとみらい21中央地区では現代的な超高層ビル群の形成による新しい街づくりを行い、これらに対比させることで歴史的景観と背後の超高層の街並みが立体的に見え、時間的、空間的な奥行きを感じられる景観づくりを推進する。また、景観条例に基づく協議により更に魅力ある都市景観へ誘導する。</p>  <p>▲みなとみらい21地区の景観</p>
事業が歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由	<p>景観協議を行い、景観形成を推進することで、みなとみらい21地区の魅力ある都市景観の形成に繋がり、横浜開港以来の港との営みにみる歴史的風致の維持及び向上に寄与する。</p>

事業番号 2-9

事業名	歴史的建造物に関するサイン等整備事業
事業主体	横浜市
事業期間	令和7年度～
支援事業名	—
事業位置	市全域
事業概要	<p>横浜市認定歴史的建造物、歴史的風致形成建造物のプレートを作成・設置する。また、まち中の地図や案内サインにおいて歴史的建造物の所在、概要等を記載する。</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: flex-end;"> <div style="text-align: center;">  <p>▲オール型案内サイン (旧横浜正金銀行本店本館)</p> </div> <div style="text-align: center;">  <p>▲横浜市認定歴史的建造物プレート (旧田邊家住宅)</p> </div> </div>
事業が歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由	<p>まち中のサインと連携し歴史資産の分布や概要について市民・来街者が認識する機会を増やすことで、訪れるきっかけをつくり、市全体の歴史的風致の維持及び向上に寄与する。</p>

事業番号 2-10

<p>事業名</p>	<p>ガーデンネックレス横浜事業</p>
<p>事業主体</p>	<p>横浜市</p>
<p>事業期間</p>	<p>令和7年度～</p>
<p>支援事業名</p>	<p>都市公園事業（社会資本整備総合交付金）（国土交通省）</p>
<p>事業位置</p>	<p>市全域（里山ガーデン、みなとエリア、八景島）</p> 
<p>事業概要</p>	<p>ガーデンシティ横浜のリーディングプロジェクトであるガーデンネックレス横浜において、旭区の里山ガーデン、みなとエリアの港の見える丘公園、元町公園、山手公園等の公園、八景島で花や緑による横浜ならではの魅力を発信し、まちの活性化や賑わいの創出につなげる。</p>  <p>▲里山ガーデン ▲港の見える丘公園</p>
<p>事業が歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由</p>	<p>横浜市の花であるバラは、山手公園で明治4年（1871）に開催されたフラワーショーで日本で初めてバラが販売されたことをきっかけに、西洋館の庭でのガーデニングが広がり、そこから市井へ広がっていった歴史を持つ。「ガーデンネックレス横浜」で街を舞台に花と緑を繋ぐことで、横浜の伝統を反映した都市の魅力向上を推進し、外国人居留地の形成と多彩な異国文化にみる歴史的風致の維持及び向上に寄与する。</p>

事業番号 2-11

<p>事業名</p>	<p>歴史を生かしたまちづくりに関する普及啓発事業</p>
<p>事業主体</p>	<p>横浜市、関係団体、建造物所有者等</p>
<p>事業期間</p>	<p>令和7年度～</p>
<p>支援事業名</p>	<p>—</p>
<p>事業位置</p>	<p>市全域</p>
<p>事業概要</p>	<p>「歴史を生かしたまちづくり横濱新聞」等の広報誌の作成や、「歴史を生かしたまちづくりセミナー」等の講演を実施する。また、歴史的建造物の公開や活用イベント、HP等によるPR等を行う。</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center;"> <div style="text-align: center;">  <p>▲歴史を生かしたまちづくり横濱新聞 (第38号・令和4年(2022)11月30日)</p> </div> <div style="text-align: center;">  <p>▲歴史を生かしたまちづくりセミナー (令和2年度)</p> </div> </div>
<p>事業が歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由</p>	<p>市内各所に存在する歴史資産について、認知の機会を増やすとともに市民・来街者が歴史文化に触れる機会を創出し、市全体の歴史的風致の維持及び向上に寄与する。</p>

事業番号 2-12

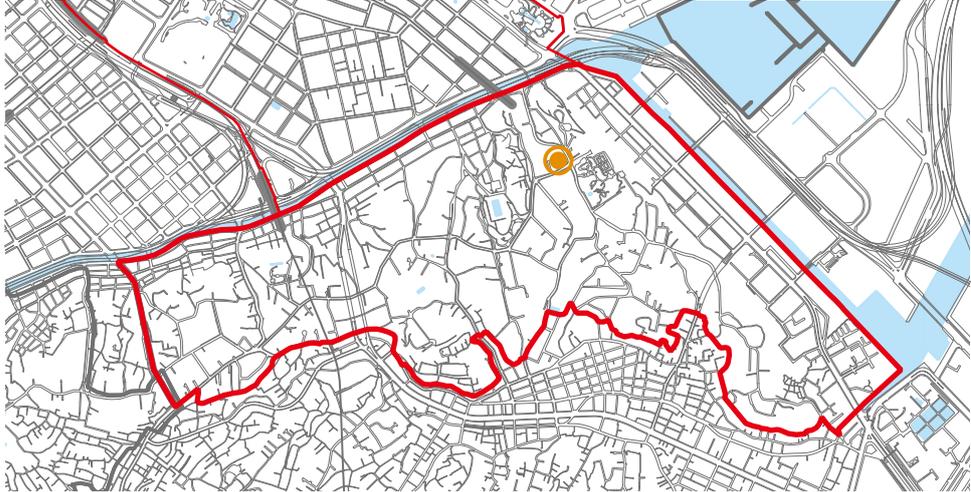
事業名	開港5都市景観まちづくり会議事業	
事業主体	横浜市、長崎市、神戸市、函館市、新潟市	
事業期間	令和7年度～	
支援事業名	-	
事業位置	市全域	
事業概要	<p>安政5（1858）年の日米修好通商条約の締結により開港港に指定された函館、新潟、横浜、神戸及び長崎の5都市において、景観、歴史、文化、環境などを守り育て、生かしたまちづくりを行うため、交流を深め課題を協議する市民主体での会議を実施する。</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div style="text-align: center;">  <p>▲ 2023 函館大会</p> </div> <div style="text-align: center;">  <p>▲ 2019 横浜大会</p> </div> </div>	
事業が歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由	<p>他都市の歴史を生かしたまちづくりの事例紹介や意見交換、横浜の歴史を生かしたまちづくりに関する交流や議論等を通じ、歴史文化に係る市民意識の向上やまちづくりに係る機運醸成が図られ、市全体の歴史的風致の維持及び向上に寄与する。</p>	

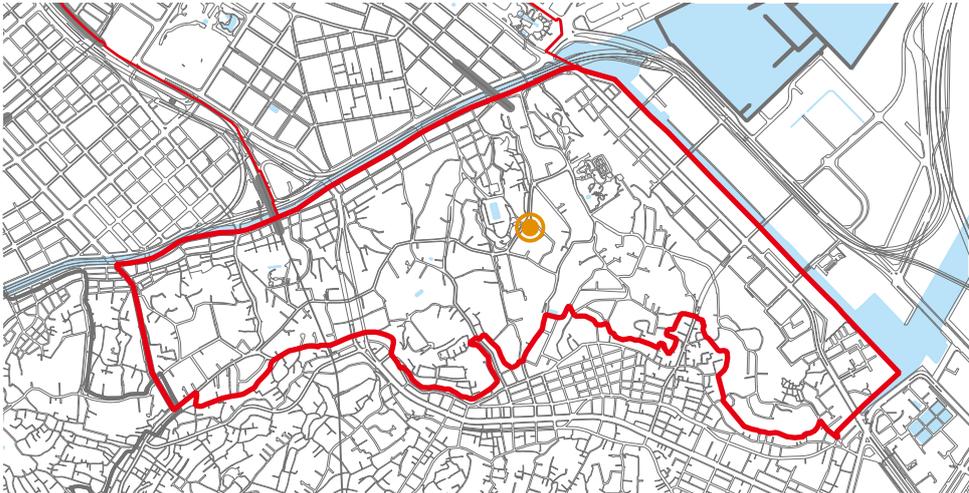
事業番号 3-1

事業名	新たな歴史資産の保全活用検討事業
事業主体	横浜市
事業期間	令和7年度～
支援事業名	—
事業位置	市全域
事業概要	<p>モダニズム建築や防火帯建築や住宅建築など、特に横浜大空襲以降の都市発展の系譜を物語る建造物について、保全活用を検討する。</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: flex-end;"> <div style="text-align: center;">  <p>▲旧横浜市庁舎</p> </div> <div style="text-align: center;">  <p>▲「旧横浜市庁舎街区整備事業」 完成予想パース（案）</p> </div> </div>
事業が歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由	<p>本市ではこれまで、歴史的建造物の対象を「横浜の魅力を生み出し、景観上重要な歴史的・文化的資産である建造物、土木産業遺構及びこれらと一体をなす工作物等をいい、かつ築造後概ね50年を経たもの」としてきたが、事業開始から40年弱が経過し、対象と考えられる建造物は増加している。これらが認知され歴史資産として愛着を持たれることで、横浜の歴史の普及啓発や魅力向上に寄与し、市全体の歴史的風致の維持向上に寄与する。</p>

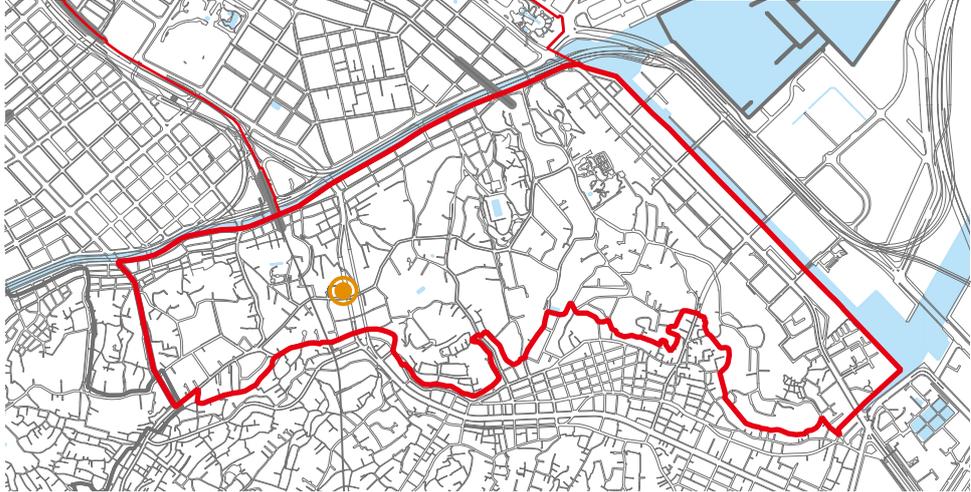
事業名	歴史資産に係る制度運用事業
事業主体	横浜市
事業期間	令和7年度～
支援事業名	—
事業位置	市全域
事業概要	<p>横浜市内の歴史資産について、歴史を生かしたまちづくり要綱、文化財制度、横浜市魅力ある都市景観の創造に関する条例に基づく認定・指定・登録を行う。また、工事等に要する費用の一部への助成を行う。</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around;">   </div> <p>▲左：池谷家住宅 右：山手 69-6 番館 (歴史を生かしたまちづくり要綱に基づく認定歴史的建造物：令和5年度認定)</p>
事業が歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由	<p>歴史資産への制度指定等により所有者等との関係性を構築し、その価値等を明確化し共有すると共に、助成を行い適切な維持管理や修繕を促進する。これを通じて、保全活用・継承される歴史資産を増やしていくことで、市全体の歴史的風致の維持向上に寄与する。</p>

事業番号 4-1

<p>事業名</p>	<p>岩田家住宅移築整備事業</p>
<p>事業主体</p>	<p>横浜市</p>
<p>事業期間</p>	<p>令和 7 年度～令和 11 年度</p>
<p>支援事業名</p>	<p>街なみ環境整備事業（社会資本整備総合交付金）（国土交通省）</p>
<p>事業位置</p>	<p>山手区域</p> 
<p>事業概要</p>	<p>横浜市指定有形文化財の岩田家住宅（歴史的風致形成建造物指定候補）について復原整備を行う。なお、復元後は港の見える丘公園（拡張部）の教養施設として公開活用を行う。</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div data-bbox="424 1211 871 1547">  <p>▲外観</p> </div> <div data-bbox="903 1211 1410 1547">  <p>▲内部のマントルピース</p> </div> </div>
<p>事業が歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由</p>	<p>復原整備予定地は重点区域である山手区域の玄関口となる場所に存しており、横浜の歴史を紐解く重要な建造物である西洋館を移築整備することで、横浜ならではの個性に触れる機会を創出する。また、地域の回遊性向上に資する機能を付加することで、横浜の魅力を体感する機会を増やし、外国人居留地の形成と多彩な異国文化にみる歴史的風致の維持及び向上に寄与する。</p>

事業名	山手聖公会保全修復事業
事業主体	横浜市、建物所有者
事業期間	令和7年度
支援事業名	街なみ環境整備事業（社会資本整備総合交付金）（国土交通省）
事業位置	<p>山手区域</p> 
事業概要	<p>横浜市認定歴史的建造物である「横浜山手聖公会」（歴史的風致形成建造物）の外壁の大谷石の補修、屋根の防水工事を行う。この行為について、歴史を生かしたまちづくり助成金交付要綱第6条第1項第2号に基づき、要する経費の一部を助成する。</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div data-bbox="459 1196 938 1563">  <p>▲外観</p> </div> <div data-bbox="1007 1196 1283 1563">  <p>▲笠木の防水塗装実施個所</p> </div> </div>
事業が歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由	<p>「横浜山手聖公会」は、関東大震災前より聖公会の教会が建っていた中区山手町235番地に、震災後の昭和6年（1931）にJ.H. モーガンの設計で建てられ、現在も教会として活用されている。旧居留地での暮らしやキリスト教伝播の歴史を物語る重要な歴史的建造物であり、修繕を行うことで良好なまちなみ形成・発信等に資することで、外国人居留地の形成と多彩な異国文化にみる歴史的風致の維持及び向上に寄与する。</p>

事業番号 4-3

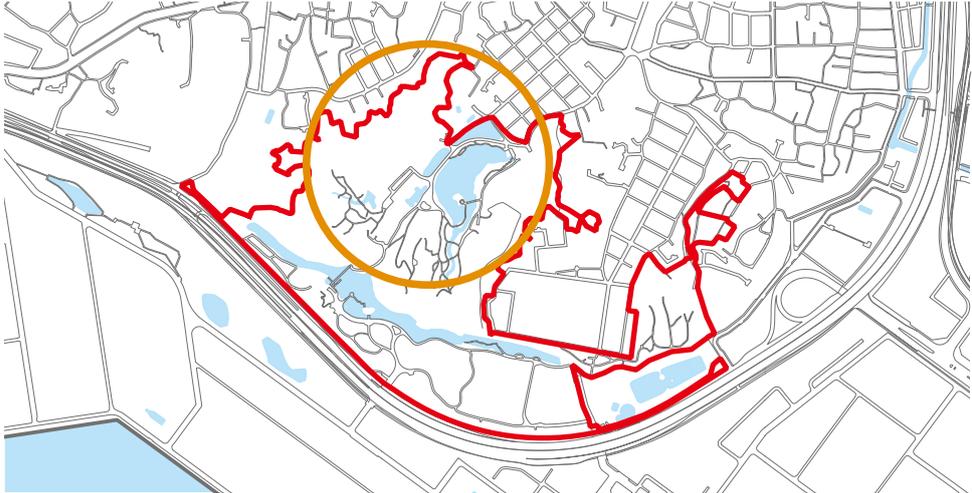
事業名	山手 26 番館保全修復事業
事業主体	横浜市、建物所有者
事業期間	令和 7 年度
支援事業名	街なみ環境整備事業（社会資本整備総合交付金）（国土交通省）
事業位置	山手区域 
事業概要	<p>横浜市認定歴史的建造物である「山手 26 番館」（歴史的風致形成建造物）の屋根の葺き替え、上げ下げ窓等の建具工事を行う。この行為について、歴史を生かしたまちづくり助成金交付要綱第 6 条第 1 項第 2 号に基づき、要する経費の一部を助成する。</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around;">   </div> <p>▲山手 26 番館 外観</p>
事業が歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由	<p>「山手 26 番館」は、関東大震災後の大正末期に建てられた西洋館である。山手には現存しない震災前の洋館の特徴を引き継ぐ貴重な建造物であり、玄関ポーチとサンルーム南面には、特徴的な大規模な菱形窓棧の引違ガラス戸を備える。旧居留地での暮らしを物語る重要な歴史的建造物であり、修繕を行うことで良好なまちなみ形成・発信等に資することになり、外国人居留地の形成と多彩な異国文化にみる歴史的風致の維持及び向上に寄与する。</p>

事業番号 4-4

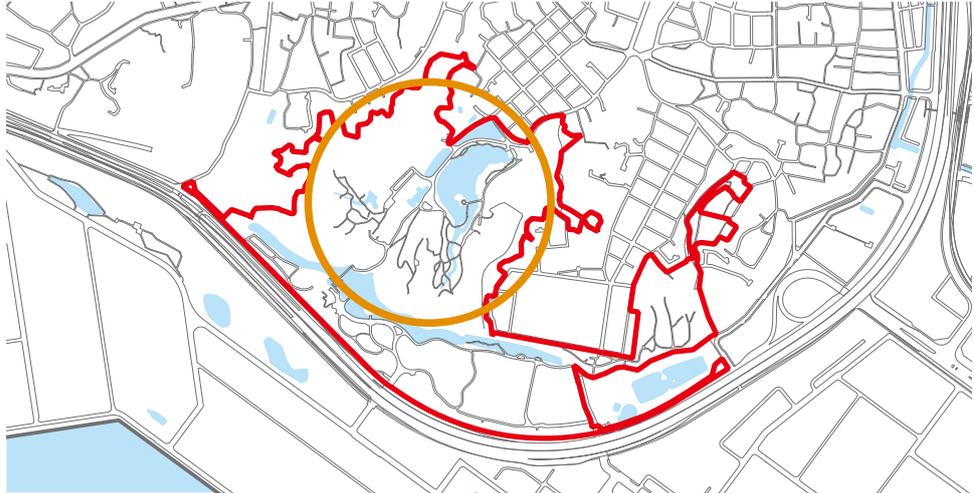
事業名	横浜指路教会耐震整備事業
事業主体	横浜市
事業期間	令和7年度
支援事業名	街なみ環境整備事業（社会資本整備総合交付金）（国土交通省）
事業位置	<p>関内区域</p> 
事業概要	<p>横浜市認定歴史的建造物である「横浜指路教会」（歴史的風致形成建造物）の耐震改修工事を行う。この行為について、歴史を生かしたまちづくり助成金交付要綱第6条第1項第3号に基づき、要する経費の一部を助成する。</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div style="text-align: center;">  <p>▲外観</p> </div> <div style="text-align: center;">  <p>▲柱の亀裂発生箇所</p> </div> </div>
事業が歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由	<p>「横浜指路教会」は、米国長老派宣教師のヘボン博士ゆかりの横浜第一長老公会の会堂としてP.サルダの設計で現在地に竣工した横浜指路教会会堂が関東大震災で倒壊した後、大正15年（1926）に竹中工務店の設計により再建され、現在も教会として活用されている。かつての関内での暮らしやキリスト教伝播の歴史を物語る重要な歴史的建造物であり、修繕を行うことで良好なまちなみ形成・発信等に資することで、横浜開港以来の港との営みにみる歴史的風致の維持及び向上に寄与する。</p>

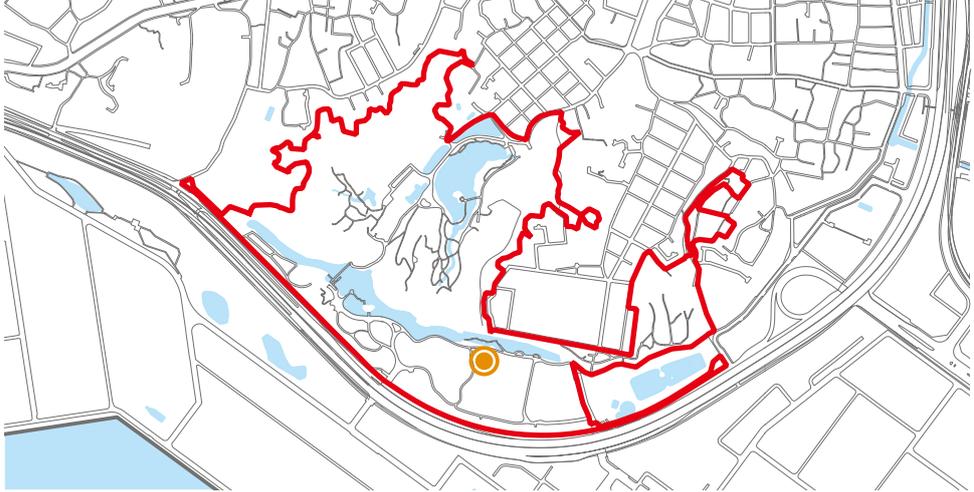
事業番号 4-5

事業名	三井住友銀行横浜支店保全活用事業
事業主体	横浜市、三井住友銀行株式会社
事業期間	令和 8 年度～
支援事業名	街なみ環境整備事業（社会資本整備総合交付金）（国土交通省）を活用予定
事業位置	<p>関内区域</p> 
事業概要	<p>かつて銀行建築が集積した関内地区の歴史を継承する歴史的建造物である「三井住友銀行横浜支店」の建て替えに際し、外装や内部の一部を忠実に復元することで、歴史あるまちなみの継承を図る。</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div data-bbox="427 1169 1007 1592">  <p>▲復元予定パース（案）</p> </div> <div data-bbox="1040 1169 1412 1592">  <p>▲内観パース（案）</p> </div> </div>
事業が歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由	<p>関内地区は、かつてその一部が外国人居留地として指定され商工業の拠点として賑わうとともに、隣接する横浜港の貿易産業で発展を遂げた。そのため、現在の本町通り周辺はかつて国内外の銀行建築が集積する銀行街であり、本建造物は、その歴史を物語るものである。これを復元し保存活用することで、魅力的なまちなみ形成に寄与するとともに、歴史の普及啓発に資するものであることから、横浜開港以来の港との営みにみる歴史的風致の維持及び向上に寄与する。</p>

事業名	三溪園内名勝及び重要文化財建造物保存修理工事事業
事業主体	横浜市、公益財団法人三溪園保勝会
事業期間	令和7年度～令和15年度
支援事業名	国宝重要文化財等保存・活用事業費補助金（文化庁） 指定文化財保存修理等補助金（神奈川県）
事業位置	<p>三溪園周辺区域</p> 
事業概要	<p>名勝としての三溪園の庭園と、園内の重要文化財建造物の修繕工事を実施する。園内に10棟存在する重要文化財建造物は、平成30年度から令和15年度にかけて三期に分けて順次修繕工事を実施する。第一期工事は令和5年度をもって完了済。第二期工事は令和6年度から令和11年度までを予定しており、旧燈明寺三重塔及び旧矢筈原家住宅の修繕工事を実施する。</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div data-bbox="408 1279 911 1610">  <p>▲旧燈明寺三重塔</p> </div> <div data-bbox="922 1279 1425 1610">  <p>▲旧矢筈原家住宅</p> </div> </div>
事業が歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由	<p>三溪園は、生糸貿易等で財を成した実業家・原三溪により明治期に造成が始まり、後に重要文化財に指定される京都や鎌倉などから移築した歴史的建造物が巧みに配置された日本庭園である。古建築と周囲の自然環境が一体となった庭園の空間全域も、文化財としての評価を受け、国の名勝に指定されている。</p> <p>この名勝庭園及び重要文化財建造物を修繕を行い、良好なまちなみ形成や歴史の発信等に資することで、横浜開港以来の港との営みにみる歴史的風致の維持及び向上に寄与する。</p>

事業番号 4-7

事業名	鶴翔閣保存修理事業
事業主体	横浜市、公益財団法人三溪園保勝会
事業期間	令和 7 年度～ 11 年度
支援事業名	街なみ環境整備事業（社会資本整備総合交付金）（国土交通省）を活用予定
事業位置	<p>三溪園周辺区域</p> 
事業概要	<p>園内の歴史的風致形成建造物（市指定有形文化財）である鶴翔閣（旧原家住宅）について、屋根の葺替工事を実施する。</p>  <p>▲鶴翔閣（旧原家住宅）</p>
事業が歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由	<p>鶴翔閣は、生糸貿易等で財を成した実業家・原三溪の自邸として明治 35 年（1902）に建築されたもので、平成 12 年（1998）に修復工事を行い、建築当初の姿を取り戻した。横山大観や前田青邨といった日本画家が滞在し、絵を制作するなど、日本の近代文化の発展にも関わった文化サロンとしての役割も果たした場所でもある。</p> <p>この鶴翔閣の修繕を行い、良好なまちなみ形成や歴史の発信等に資することで、横浜開港以来の港との営みにみる歴史的風致の維持及び向上に寄与する。</p>

事業名	旧横浜機関区高島車庫転車台修繕事業
事業主体	横浜市
事業期間	令和9年度～10年度
支援事業名	市単独事業
事業位置	<p>三溪園周辺区域</p> 
事業概要	<p>現在のみなとみらい21地区内に存した国鉄の高島車庫で使われていた転車台を本牧市民公園に移設した「旧国鉄横浜機関区高島車庫転車台」について、修繕工事を実施する。</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around;">   </div> <p>▲旧国鉄横浜機関区高島車庫転車台 ▲転車台に併設されたSL</p>
事業が歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由	<p>大正4年(1915)に保土ヶ谷～東横浜間に貨物支線が開通し高島駅が開業し、この際、横浜機関区の前身である「高島機関庫」が開設され、扇型の建物に蒸気機関車を格納し汽車の向きを回転させる転車台が設置された。「旧国鉄横浜機関区高島車庫転車台」はこの転車台を移設したものであり、横浜港の貿易産業を物語る遺構である。この修繕を行うことで、良好なまちなみ形成や歴史の発信等に資することで、横浜開港以来の港との営みにみる歴史的風致の維持及び向上に寄与する。</p>

事業番号5-1

事業名	歴史資産の活用促進事業	
事業主体	横浜市	
事業期間	令和7年度～	
支援事業名	-	
事業位置	市全域	
事業概要	<p>歴史的建造物活用に係る体制構築への支援、特定景観形成歴史的建造物や横浜市指定有形文化財等の建築基準法第3条第1項第3号に基づく適用除外に係る調整、活用事業者又は所有者へのリノベーション助成を行い、歴史的建造物の活用を促進する。</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div style="text-align: center;">  <p>▲旧円通寺客殿…特定景観形成歴史的建造物に指定し茅葺屋根を復元</p> </div> <div style="text-align: center;">  <p>▲旧露亜銀行横浜支店…横浜市指定有形文化財、結婚式場として活用</p> </div> </div>	
事業が歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由	<p>歴史資産を効果的に活用することで適切に維持・継承していくとともに、市民・来街者が触れて体感する場を増やしていくことでまちの個性・魅力を育み、市全体の歴史的風致の維持向上に寄与する。</p>	

